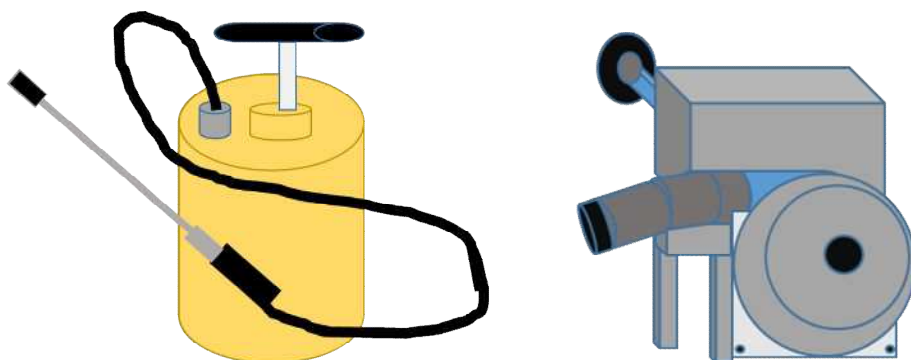


事業登録申請のてびき

(建築物ねずみ昆虫等防除業)



東京都健康安全研究センター
広域監視部建築物監視指導課
建築物衛生担当

〒169-0073 東京都新宿区百人町三丁目24番1号

電話 03(5937)1058

FAX 03(5937)1099

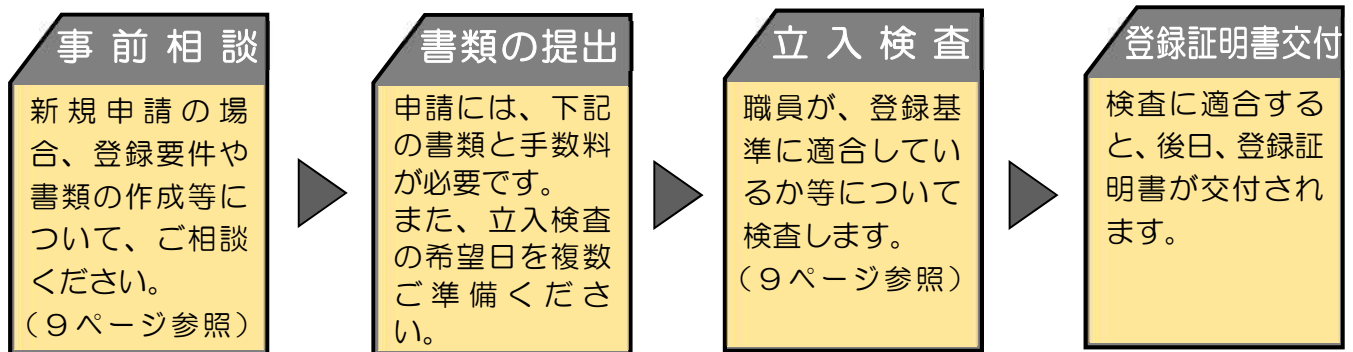
建築物事業登録制度について

建築物事業登録制度とは、「建築物における衛生的環境の確保に関する法律」に規定され、ビルメンテナンスに関する業務（全8業種）を行う者（営業所※）が一定の要件を満たしている場合、都道府県知事の登録を受けることができる制度です。

本制度は、建築物の環境衛生上の維持管理を行う事業者の資質の向上を目的としたものであり、その業務に一定の制限を加えるものではありませんので、事業登録を受けなくても営業することは可能です。

※：営業所とは、客観的に見て営業上の活動の中心とみられる一定の事業活動の根拠地であり、かつ、そこにおいて単独で契約の締結をし、登録に係る業務を行う等の法律的、事実的行為を行う能力を有しているところです。

事業登録の手続き



申請時に必要な書類

- 建築物ねずみ昆虫等防除業登録申請書 一式
 - ❖ 第7号様式、第7号一2～5様式
〔健康安全研究センターのホームページにも掲載しておりますので、御参照ください。〕
https://www.tmiph.metro.tokyo.lg.jp/k_kenchiku/touroku/shinsei/nezumi/
 - ❖ ねずみ昆虫等の防除作業及びねずみ昆虫等の防除作業に用いる機械器具その他の設備の維持管理の方法を記載した書面（3ページ「3 その他の要件」を御参照ください。）
- 防除作業監督者講習会修了証（原本提示）
（資格については、2ページを御参照ください。）
- 履歴事項全部証明書（法人の場合のみ。原本提出。発行3ヶ月以内のもの。）
- 申請手数料 40,000 円（現金）

建築物ねずみ昆虫等防除業登録基準

事業登録を受けるには、以下の物的要件、人的要件、その他の要件について、すべて満たしている必要があります。

1 物的要件

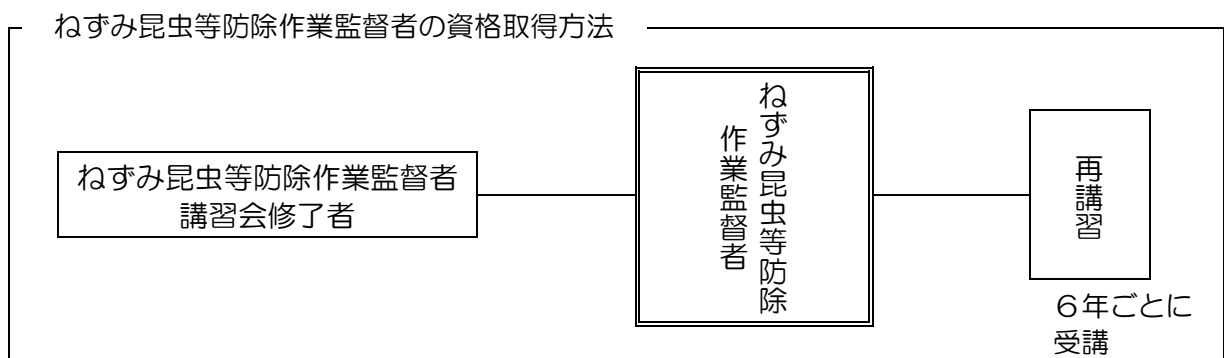
次の機械器具及び保管庫を所有していること（下図参照）。

機 械 器 具	保 管 庫
(1) 照明器具 (2) 調査用トラップ (3) 実体顕微鏡 (4) 毒じ皿、毒じ箱及び捕そ器 (5) 噴霧機 (6) 散粉機 (7) 真空掃除機 (8) 防毒マスク又は防毒機能を有する電動ファン付き呼吸用保護具 (9) 消火器	機械器具や薬剤などを適切に保管することのできる専用の保管庫 ・機械器具に残留した薬剤や保管されている薬剤が飛散流出し、及び地下に浸透し、並びに臭気が漏れるおそれのないものであること。 ・薬剤による腐食を防止するために必要な措置が講じられていること。 ・引火事故の起こりにくい構造となっていること。 ・機械器具及び薬剤を保管するのに適切な規模であること。 ・独立して設けられていること。 ・保管庫は施錠できること。 ※薬剤については、機械器具とは別に薬剤専用の保管庫で保管することが望ましい。

（注）物的要件は、営業所ごとに常備されていること。また、原則として借入れは認められません。同一の機械器具で、2つ以上の事業の登録を受ける、または、2ヵ所以上の営業所の登録を受けることはできません（共用できません）。

2 人的要件

（1）「ねずみ昆虫等防除作業監督者」がいること。



（注）「ねずみ昆虫等防除作業監督者」は、他の登録営業所の同監督者として登録はできません（兼任できません。）。また、他の登録業種（清掃業、空気環境測定業、空気調用ダクト清掃業、飲料水水質検査業、飲料水貯水槽清掃業、ねずみ昆虫等防除業、環境衛生総合管理業）の有資格者としての登録もできません（兼任できません。）。さらに、特定建築物に選任される建築物環境衛生管理技術者（ビル管理技術者）との兼任も認められていません。

(2) ねずみ昆虫等防除作業従事者は研修を修了していること。

— ねずみ昆虫等防除作業従事者の研修について —

実施主体・・・事業者、又は厚生労働大臣の登録を受けた者が実施主体となって定期的に行われるもの

研修内容・・・ねずみ昆虫等の防除に用いる機械器具及び薬剤の種類及び使用方法並びに作業の安全及び衛生に関するものであること。研修内容は最新の知見を踏まえるとともに、受講者の技能の程度に応じたもの

指導者の要件・・・ねずみ昆虫等防除作業監督者、建築物環境衛生管理技術者その他研修の科目について十分な知識、技能を有する者

研修の頻度・・・作業に従事する者全員が年間7時間以上受けられること
(回数を分けて実施してもよい)

(注) 新規登録申請の場合には、過去1年間に従事者研修を実施していること、及び今後1年間の計画を立てることが必要です。

3 その他の要件(作業実施方法等)

作業方法や機械器具等の維持管理方法が厚生労働省告示第117号に示す項目にすべて合致していること。(以下の作成例参照)

【その他の要件（作業実施方法等）の作成例】

(ねずみ昆虫等の防除作業及びねずみ昆虫等の防除作業に用いる機械器具
その他の設備の維持管理の方法を記載した書面)

「作業実施方法等」は、厚生労働省告示第117号の内容(◎で表記)を含めて作成してください。ただし、告示の文言を必ず含んだ上、点線で示す部分には貴営業所の具体的な作業実施方法も記載する必要があります。その他、注意事項等を(ポイント)に示してありますので、参考にしてください。なお、同様の内容を含んでいれば、既存の貴営業所のマニュアル等でも構いません。

作業実施方法等

会社名 _____

I 作業班編成

作業班名	監督者	使用する機械器具

(ポイント)

登録されている監督者を含めてください。1班体制でも構いません。

(例 1)

作業班名	監督者	使用する機械器具
1 班	建築 太郎	噴霧器、散粉機、毒じ皿、補そ器、毒じ箱、 防毒マスク、照明器具 等
2 班	建物 花子	噴霧器、散粉機、毒じ皿、補そ器、毒じ箱、 防毒マスク、照明器具 等

(例 2)

作業班名	監督者	使用する機械器具
山田班	山田 琵琶留男	噴霧器、散粉機、毒じ皿、補そ器、毒じ箱、 防毒マスク、照明器具 等
鈴木班	鈴木 美留子	噴霧器、散粉機、毒じ皿、補そ器、毒じ箱、 防毒マスク、照明器具 等

(例 3)

作業班名	監督者	使用する機械器具
ねすみ班	山田 琵琶留男	毒じ皿、補そ器、毒じ箱、照明器具 等
昆虫班	鈴木 美留子	噴霧器、実体顕微鏡、調査用トラップ 照明器具、真空掃除機 等

Ⅱ 作業手順

1 作業工程（事前調査、事後調査の方法に関する事項を含む）

作業工程の概要

(例)

- 1) 事前調査
- 2) 防除作業計画の立案
- 3) 防除作業
- 4) 効果判定
- 5) 事後措置
- ...

ポイント

ねすみ昆虫等防除作業について、貴営業所の作業工程の概要を記述してください（点線内）。

作業手順（作業工程）の基本的な考え方について：

昨今、人や環境への影響を極力少なくする防除体系のもとに実施することが求められており、調査方法とそれに基づく効果判定法など、総合的有害生物管理（I P M；Integrated Pest Management）による防除体系が提案されています。そのため、作業工程についても、I P Mの考えを基本にして作成するようにしてください。

なお、特定建築物におけるねすみ等の対策のためのI P Mとは、建築物において考えられる有効・適切な技術を組み合わせて利用しながら、人の健康に対するリスクと環境への負荷を最小限にとどめるような方法で、環境基準を目標に有害生物を制御し、そのレベルを維持する有害生物の管理対策のことを言います。

◎（告示第 117 号 第七の一）

ねずみ等の発生場所、生息場所及び侵入経路並びにこれらによる被害の状況を調査し、当該調査の結果に基づき、建築物全体について効果的な作業計画を策定し、適切な方法により、防除作業を行う。

具体的な方法

- ・ 事前調査の方法：
- ・ 作業計画策定の方法：
- ・ 防除作業の方法：

ポイント

防除作業だけでなく、事前調査や作業計画策定などについても具体的に記述してください。

◎（告示第 117 号 第七の二）

食料を取扱う区域並びに排水槽、阻集器及び廃棄物の保管設備の周辺等特にねずみ等が発生しやすい箇所について、二月以内ごとに一回、その生息状況等を調査し、必要に応じ、発生を防止するための措置を講ずる。

◎（告示第 117 号 第七の三）

防そ防虫網その他の防そ防虫設備の機能を点検し、必要に応じ、補修等を行うほか、ねずみ等の侵入を防止するための措置を講ずる。

具体的な方法

ポイント

ねずみ等が発生しやすい箇所における生息調査及び発生防止の措置、ならびに防虫設備の点検について、具体的な方法を記述してください。

◎（告示第 117 号 第七の五）

ねずみ等の防除作業終了後は、必要に応じ、強制換気や清掃等を行う。

具体的な強制換気や清掃の方法

効果判定

具体的な効果判定の方法

ポイント

防除作業後の効果判定（生息状況、環境状況）について、方法を簡単に記載してください。

事後調査及び措置

具体的な事後調査や措置の方法

ポイント

効果があった場合、その後、どのように定期点検を行うのか、効果がなかった場合、どのような措置を施すのか、など具体的に記述してください。

2 使用する薬剤

◎（告示第 117 号 第七の四）

殺そ剤又は殺虫剤を用いる場合は、使用及び管理を適切に行い、これらによる作業
者並びに建築物の使用者及び利用者の事故の防止に努める。また、これらの薬剤は施
錠できる保管庫等に保管する。

1) 薬剤の種類

2) 薬剤の保管方法

具体的な保管方法

ポイント

薬剤の種類には、商品名、有効成分、対象生物などを簡単に記載してください。また、保管方法に
は、薬剤の保管場所や使用量の把握方法等について、簡単に記載してください

3 機械器具等の点検の方法

◎（告示第 117 号 第七の六）

ねずみ等の防除作業に用いる機械器具その他の設備について、定期に点検し、必要
に応じ、整備又は修理を行う。

具体的な点検方法

ポイント

点検頻度も記述してください。

4 保管庫の管理責任者の氏名

管理責任者氏名 ○ ○ ○ ○

ポイント

監督者である必要はありません。

5 作業報告作成の手順

具体的な作成手順

ポイント

防除作業後の報告書の作成手順及び報告書の記載内容を、具体的に記述してください。

(例) 防除作業終了後、次の内容を含む報告書を作成し、発注者に提出する。

- ・生息状況調査結果 ・防除作業場所 ・監督者名等
- ・使用薬剤と処理方法 ・効果判定 ・所見

この際、控えを作成し保存する。

Ⅲ 業務を委託する際の手順及び委託した業務の実施状況の把握方法

◎ (告示第 117 号 第七の七)

ねずみ等の防除作業及びねずみ等の防除作業に用いる機械器具その他の設備の維持管理は、原則として自ら実施する。これらの業務を他の者に委託する場合は、あらかじめ、受託者の氏名等を建築物維持管理権原者に通知するとともに、受託者から業務の実施状況について報告を受けること等により、受託者の業務の方法が告示第 117 号第七の一から六までに掲げる要件を満たしていることを常時把握する。

(業務を委託しない場合)

(例) 自社にて実施するので委託はなし。

(業務を委託する場合)

(例) 基本的に自社にて実施する。ただし、以下のとおり委託する場合がある。

1 委託を受ける者の氏名等

- (1) 委託を受ける者の氏名 (法人にあっては名称) : ○○株式会社
- (2) 委託をする業務の範囲 : ねずみ防除作業のみ、ねずみ昆虫等防除作業全般 等
- (3) 業務を委託する期間 : 1 年間、繁忙期のみスポット契約 等

2 建築物の所有者等への通知の方法

建築物の所有者に対して、事前に文書をもって通知する

3 業務の実施状況の把握方法

実施報告書の確認及び当社の監督者の立会いを実施する

ポイント

「委託はなし。」と書かれていても、実際には委託されている場合が見受けられます。少しでも委託する可能性があるなら、「委託する場合」の書き方で記述してください。

また、作業員の一部が、協力会社から参加する場合は委託ではありません。

2 について : 1 の (1) ~ (3) を、建築物の維持管理について権原を有する者に、事前に通知する方法を記述してください。

3 について : 委託を受ける者も、告示第 117 号第七の一から六に掲げる要件を満たしている作業方法で行わなくてはなりません。作業が実施されていることを把握する方法を記述してください。

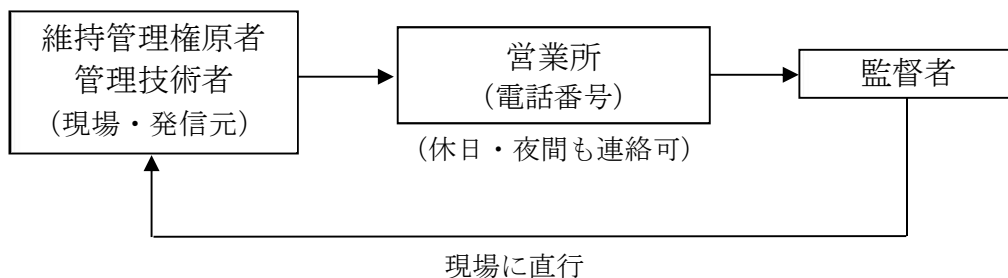
Ⅳ 苦情及び緊急の連絡に対する体制

◎ (告示第 117 号 第七の八)

建築物維持管理権原者又は建築物環境衛生管理技術者からのねずみ等の防除作業及びねずみ等の防除作業に用いる機械器具その他の設備の維持管理に係る苦情及び緊急の連絡に対して、迅速に対応できる体制を整備する。

具体的な連絡体制等

(例)



ポイント

迅速に対応する体制がとられているかを確認するものなので、簡潔に図などで示してください。

最後に発信元に戻る体制にしてください。

個人の携帯電話の番号は記載しないでください。

平日と休日・夜間で連絡先が異なる場合は、その連絡先もご記載ください。

立入検査の内容

1 機械器具の整備・維持管理状況

登録に必要な機械器具について、型番の確認及び機器により動作確認をする場合があります。また、保管庫への収納状況も確認しますので、検査当日は必ず全台数を御用意ください。

(注) 防毒マスクの吸収缶と消火器については、使用期限を確認します。

2 帳簿書類の整備状況

機器管理台帳*、従事者研修記録*及び資料(テキスト等)、調査及び検査結果報告書、防除作業実施報告書、防除作業計画書、薬剤使用記録表*

(注) *印のある書類は、健康安全研究センターのホームページに様式例を掲載しておりますので、御参照ください。

https://www.tmiph.metro.tokyo.lg.jp/k_kenchiku/touroku/youshikirei/

★ 検査に際してのお願い

検査当日は、監督者(複数いる場合は、その内の1名)が、必ず立ち会うようにしてください。

事業登録の表示

登録を受けた営業所は、登録業者である旨の表示を行うことができますが、登録を受けずに法に定める表示または類似する表示を行うことはできません。

事業登録の表示を行う場合は、次のことにご注意ください。

(登録の表示)

良い例	東京都事業登録建築物ねずみ昆虫等防除業、東京都〇〇ね第〇〇〇号
悪い例	東京都知事認可ねずみ昆虫等防除業、東京都知事指定業者 など

主な関係機関

事 項	実 施 機 関	所 在 地	電 話
監督者講習会 同 再講習会	公益財団法人 日本建築衛生管理教育センター	千代田区大手町1-6-1 大手町ビル7階743区	03(3214)4624
従事者研修	公益社団法人 東京ビルメンテナンス協会	荒川区西日暮里5-12-5 ビルメンテナンス会館1F	03(3805)7555
	公益社団法人 東京都ペストコントロール協会	千代田区鍛冶町2-9-5 東園ビル4F	03(3254)0014

相談・申請窓口

受付時間: 相談 平日9時~17時
申請 平日9時~16時

名 称	所 在 地	電 話
東京都健康安全研究センター 広域監視部建築物監視指導課 建築物衛生担当	新宿区百人町3-24-1 東京都健康安全研究センター 本館2階	03(5937)1058 (ダイヤル)